

むずかしい税務をわかりやすく伝えます

JAZZの街

阿佐ヶ谷の会計事務所
斎藤会計事務所

vol.43 2018年 4月号

〒166-0001
東京都杉並区阿佐谷北1-3-8
グリーンパークビル2階
編集長：四ヶ所

斎藤会計通信



皆様こんにちは！

GW(ゴールデンウィーク)はどのように過ごされますか？私は家族で猪苗代湖に遊びに行く予定です。

「GWは、マイレージをかき集めて、家族4人分の海外旅行のチケットを手配した！」なんて話を聞いたことはありませんか。今回はこのマイレージ制度についてお話をします。

《マイレージ制度と課税の問題》

航空会社のマイレージ制度は、1980年代の初頭に米国の航空会社から、常顧客の獲得を目的とした販促プログラムとして始まりました。搭乗実績に応じ移動距離(=マイル)を顧客にマイレージとして付与し、貯まったマイルで無料航空券(=特典航空券)を利用できたり、座席をアップグレードしてもらったりできるマーケティング戦略です。

航空会社利用のお礼として、特典航空券等を贈与している分には、値引きの一種として課税問題は考えなくてよい話でした。

しかしながら、マイレージに有効期限を設けていることから、搭乗頻度の少ない利用者は、特典航空券の必要マイル数に達せず、期限切れでそれまで貯めたマイレージが失効することもあるため、マイル数が少ない場合にも特典商品に交換できる制度が導入されました。

さらに、現在では、他のポイントサイトのポイントに交換し、そちらのサイトでの買い物等に利用できるルートも設けられています。

特典商品や他のポイントへの交換は、航空会社の値引きの範疇から外れてしまいます。交換があった時点で、会社から個人への贈与として一時所得扱いとされます。



マイレージ制度 と 課税の問題



《確定申告は必要か？》

一時所得は、50万円の特別控除があります。さらに総所得金額に合算時には1/2にされます。サラリーマンで給与を1か所からだけもらっている場合(大半の方がこれに該当するはず)で、給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

そのため、マイレージを使って得た経済的利益が90万円相当以内であれば、他の所得がなければ、確定申告しなくとも構わないということになります。

なお、「会社経費で獲得したマイレージは給与ではないか？」という疑問も出ますが、給与所得は「勤務先から受ける給料、賞与などの所得」なので、(気持ち的にはボーナスですが)給与所得ではありません。

TポイントカードやPontaカードなどのポイントプログラムも同様の考え方です。



代表 斎藤 英一



平成30年度税制改正のポイント



§ 給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除額を一律10万円引き下げ
- ・給与等の収入金額850万円超は、給与所得控除額195万円を上限

§ 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等控除額を一律10万円引き下げ
- 公的年金等の収入金額1,000万円超は、公的年金等控除額195.5万円を上限
- 公的年金以外の所得がある年金所得者の公的年金等控除額を引き下げ

§ 基礎控除の見直し

- 基礎控除額を一律10万円引き上げ
- 合計所得金額が2,400万円を超える個人は基礎控除額が通減
- 2,500万円を超える個人には基礎控除額の適用なし

§ 所得金額調整控除

1) 子育て・介護世帯

その年の給与等の収入金額が850万円超の居住者のうち

- 特別障害者に該当するもの
- 23歳未満の扶養親族を有するもの
- 特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族を有するもの

は、下記の金額を給与所得から控除

$(\text{給与等の収入金額 (注)} - 850 \text{万円}) \times 10\%$

(注)1,000万円を超える場合は、1,000万円

子育て・介護世帯 → 負担増減なし

(ロ) 給与所得のある年金所得者

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、

その合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合は、下記の金額を給与所得から控除

$(\text{給与所得控除後の給与等の金額 (注)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (注)}) - 10 \text{万円}$

(注)10万円を超える場合は、10万円

§ 所得拡大促進税制

1) 中小企業者・個人の場合

(a) 要件

(改正前)

①給与等支給額の総額が平成24年度から3%以上増加

②給与等支給額の総額が前事業年度以上増加

③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額より増加

(改正後)

○平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額1.5%以上増加

(b) 税額控除額

$(\text{給与等支給額の総額} - \text{前事業年度の給与等支給額の総額}) \times 15\%$

(c) 上乗せ措置

平均給与等の増加額が2.5%以上の中小企業者については、下記のいずれかの要件を満たした場合25%の税額控除ができる。

①教育訓練費の額が前事業年度よりも10%以上増加していること

②事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと

(d) 控除限度額

法人税額の20%

※設立事業年度は対象外

※大企業の制度選択が可能

※適用除外中小企業者（前3事業年度の平均所得が年15億円超の中小企業者）は対象外

2) 継続雇用者の範囲の見直し

平均給与等支給額等の計算の基礎となる「継続雇用者」の範囲が下記のとおり見直された。

(改正前)

継続雇用者＝適用を受けようとする事業年度および前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者

(改正後)

継続雇用者＝当期と前期の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者で一定のもの

(前期に中途入社した者や当期に退職した者が除外)



印象に残る

入学式・卒業式 の思い出



高校の入学式当日は季節外れの雪が降り、交通機関にも影響が出て、式に行くだけでも大変でした。

高橋 慶子

男子校入学式の思い出。

中学校まで共学だったので、男だけの入学式は絶望的な気持ちでいました。「なんで入学したのだらう」とずっと自分に問いかけていました。

加藤 肇治郎

大学の卒業式で、寝坊して式にでられませんでした。大学はひとひといひ名前を呼ばれることがないので意外とばれないものでなんですね(笑)

細水 俊

二年前の大学卒業の際に卒業式に参加したのですが、朝4時起きでメイクと着付けをしてもらったので、式の最中は眠気との戦いでした。

松浦 梓穂

10年ほど前に新卒で事業会社に就職しました。配置課が主力の会社で、入社式は富山で行われました。当時の同期たちとは今でも連絡をとっています。

友石 光貴

中学の卒業式で、当時ロッテの監督だったバレンタイン監督がなぜが来賓としていらしゃったのが印象に残っています。

川嶋 華奈子

高校の卒業式。高校生活の中で仲良くなった友人達と、高校最後の思い出に、式終わりに二日間のディズニーへ。園内を満喫し、「制服ディズニー」を十分に楽しみました。

足立 彩織

大学の卒業式に母が一緒に出席してくれた時、とても嬉しそうで、少し親孝行をした気持ちになりました。親のありがたみは、歳を重ねるごとに心に響きます。

田野倉幸子

高校の卒業式での事です。一人一人将来の夢を発表する場面があったのですが、キューバーにない人がそれなりにいて時代の流れを感じました…。

木ノ内真未

中学入学式終了後、そのまま2泊3日の合宿がありました。名前も知らないような人達と3日過ごすというのは、人見知りの私からするととてもないストレスを感じ、人生の厳しさを教わりました。野中 啓佑

次男の中学卒業式、福島から震災の影響で越してきた次男の友人が、不意がいっぱいだったけどいい思い出ができて良かったと号泣、会場中もう泣きました。今春次男は彼の友人と同じ大学に進学しました。四ヶ所 純子

大学の卒業式で、在籍していたサークルの恒例として一升瓶を回し飲みし、撃沈したことですかね。直井 優妃



新入社員 紹介



村上 仁徳 (むらかみ よしのり)

初めまして。4月2日に入社しました村上と申します。

じつは3年ほど前まで斎藤会計事務所で働いており、その後一度他の事務所に移りました。しかしこの程ご縁があり再度こちらで働くこととなりました。

他事務所での経験も活かし、お客様に安心して税務会計を任せて頂けるよう精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

菅野 伸哉 (かんの のぶや)

4月2日に入社致しました、菅野です。前職では、システムエンジニアやIT製品の営業を行っておりました。業界未経験のため、まだまだ勉強中の身ですが、一日も早く、お客様にとって頼れる存在になりたいと考えております。将来は、ITを語る税理士を目指しております。税務関係だけでなく、IT・パソコン関係の悩みも気軽にご相談ください。どうぞよろしくお願い致します。



■ 編集後記 ■

春は新しいことが生まれる季節ですね。入園・入学・入社。そんな人の姿を見るたびに、現状は甘んじている自分を振り返ります。未知の事に足を踏み入れるのは、ワクワクする気持ち反面、気持ちを奮い立たせないといけないので、案外避けてしまっていることも多いです。大人になればなるほど、そんな傾向が。今のままでいいや、という気持ちは成長はありません。そういえば古いですがオバマ前大統領も「Change!」って言ってたっけ。何か新しいことを始めたいと思います。

2019 ラグビー ワールドカップに向けて カウントダウン!

この勢い
2019年まで
止まりません



あと1年...

チケット発売!

税理士の遠藤です。ラグビーワールドカップ日本開催。来年の9月開幕が迫り、観戦チケットの発売が始まりました。調べてみるといろいろなチケットが発売され、またいろいろなカテゴリーで抽選・販売がされていることを初めて知りました。チケットの当選も簡単ではないし、チケットの金額も思っていたより高額なのでそれもビックリ!!海外からの観戦者もいるし...まあ4年に1回の大イベントですものね。いたしかたなし。どんな試合でもいい。せつかくの機会だから観たい!!と

休みはラグビー漬けの
遠藤税理士が熱く
5年 語るコーナー

思っていたそんななか、いい対戦カードのチケット当選しました~!! 羨ましい?と思った方、一般発売の情報あげときます。会場でお会い出来る事楽しみにしてます。

第一次一般販売 (抽選)
申込期間: 2018年9月19日 (水) 1000~11月12日 (月) 2359
抽選結果発表: 2018年11月26日 (月)
支払い期間: 2018年11月26日 (月) ~2018年12月5日 (水)
第二次一般販売 (先着)
販売期間: 2019年1月19日 (土) 1000~

次回へ続く...

お問い合わせ先

E-Mail: saikai3@s-zj.com
TEL: 03-5356-7301
FAX: 03-5356-7302

お便り、ご感想
お待ちしております

